

議案第80号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月 2日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
80号	1

提案理由（議案第80号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、国の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じ、市長及び副市長の期末手当の支給月数を引上げるため、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

具体的な改定内容としましては、期末手当の支給月数を0.15月引上げ、年間2.95月から3.10月に引上げるというものです。

よろしく、御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条から第3条の2まで (略)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条から第3条の2まで (略)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p>

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条から第3条の2まで (略)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条から第3条の2まで (略)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p>